第5章 市職員等に対する研修の推進

市の職員は、公権力の行使をはじめ、市民と窓口や事業実施等の様々な場面で関わるため、とりわけ高い人権意識が必要です。「前橋市人材育成基本方針」においても、「全体の奉仕者であることを常に自覚し、高い倫理観と人権尊重の意識を持つ職員」を前橋市職員のあるべき姿と明記しています。

本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するとともに、市民対応 における人権的配慮を向上させるため、職員への人権教育と人権啓発を継続的に推 進します。

Ⅰ 行政職員

行政職員は、全体の奉仕者として市民生活に深く関わる業務を幅広く行っている ことから、憲法の基本理念の一つである基本的人権を尊重し、常に人権的配慮を心 がけながら職務に取り組む必要があります。

行政に携わる職員として、人権問題全般に対する正しい認識や理解を深めるため、 現在、階層別基本研修のカリキュラムの中に人権問題、男女共同参画、特定事業主 行動計画等に関する研修を取り入れて、職員の資質向上に努めています。

今後も引き続き、職員一人ひとりの人権意識、人権感覚を高め、より一層市民の 立場に立って職務を行うよう、人権に関する研修を計画的に実施していきます。

2 教職員

教職員は、常に児童生徒の人権を擁護するとともに、学校におけるあらゆる機会をとらえて、児童生徒の人権意識を育む使命があります。そのため、教職員自らが高い人権意識を持つ必要があります。前橋市教育委員会では、群馬県教育委員会等と連携しながら、教職員対象の人権教育研修、人権教育授業研修等を計画的に実施していきます。

3 社会教育関係者

市職員、PTA役員、社会教育団体等の社会教育関係者は、人権教育を推進する 指導的立場にあり、その資質能力は重要な条件の一つです。人権に関する今日的な 課題は多様化しており、それらに対する認識を一層深める研修が必要となります。 そこで、専門職員としての一般的な資質向上の研修に加え、国や県等が主催する 人権問題を扱った各種研修に参加を促し、研修の成果が人権教育の推進に生かされ るよう努めます。

4 地域福祉関係者

民生委員・児童委員、その他の福祉関係者は、こども、高齢者、障害のある人、 生活困窮者等の人々と直接かかわりを持っており、業務の遂行にあたっては、個人 のプライバシーや権利をはじめ、さまざまな人権に対する理解と認識をもち、常に 人権に配慮した対応が求められています。

このため、引き続き地域福祉関係者に該当する職員が、職務内容に応じて相手の立場に立ち、人権を守る対応が出来るよう、人権に配慮した研修の充実に努めます。

5 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体、財産を守ることを職務としており、その活動を 行う上で高い人権意識を持って市民と関わることが求められています。

本市では、行政職員と合同で行う階層別基本研修の中で導入している人権問題、 男女共同参画、特定事業主行動計画等に関する研修により職員の資質向上に努めて います。

今後も引き続き、人権問題に対する正しい認識や理解が深まるよう、人権に関する研修を計画的に実施していきます。

